



大学の世界展開力強化事業（R5採択） ～米国等との大学間交流形成支援～ 公募説明会

令和5年4月20日（木）

高等教育局参事官（国際担当）

大学の世界展開力強化事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

13億円
10.5億円)



趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

事業概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。(事業期間：最大5年間)

取組例

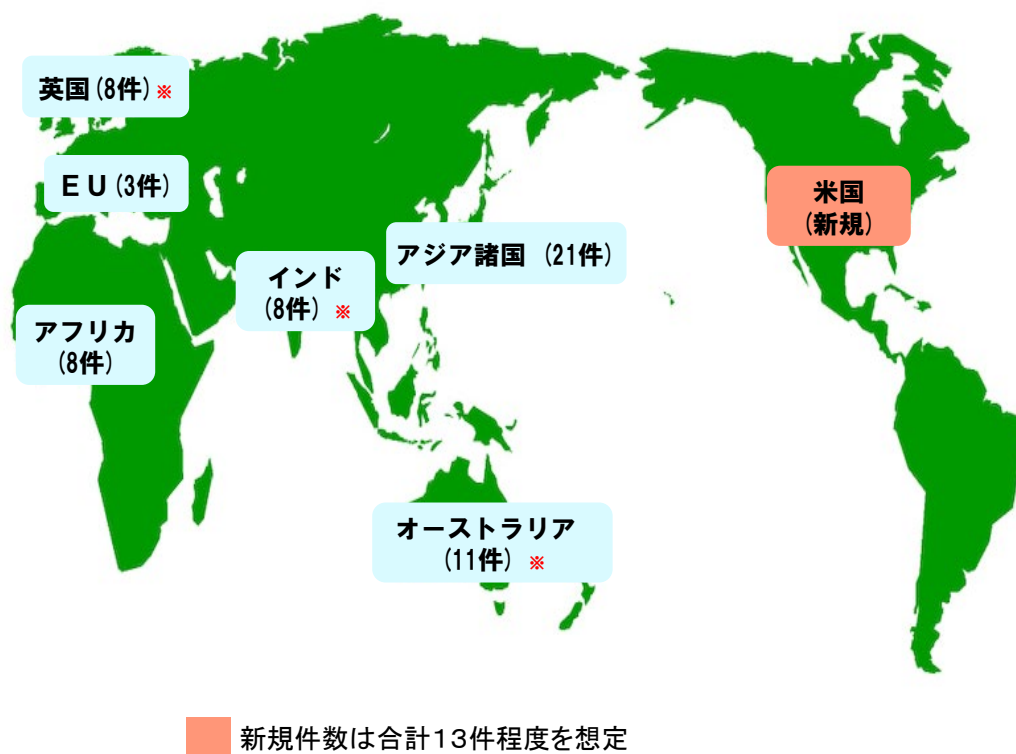
- ✓ 先導的大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国	金額	採択件数
2019 ～2023	EU	1.1 億円	3件
2020 ～2024	アフリカ	1.0 億円	8件
2021 ～2025	アジア諸国	2.5 億円	21件
2022 ～2026	インド太平洋地域等 (英・印・豪)	3.0 億円	14件 ※
2023 ～2027	米国 (新規)	5.5 億円	13件 程度

上記の他、審査・評価等経費(0.4億円×1件)

※は英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、

各国における件数は延べ数となっている。



成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣(2020年まで)達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

大学の世界展開力強化事業プログラム一覧

2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027

キャンパス・アジア（モード1）&ASEAN&米国等

25件、22機関（実績：派遣4,820人、受入3,604人）

ASEAN 14件、15機関（実績：派遣3,744人、受入3,109人）



AIMSプログラム※

※東南アジア教育大臣機構が実施する学生交流プログラム
7件、11機関（実績：派遣758人、受入812人）

ICI-ECP ※

※日EU共同学生交流プログラム
5件、15機関（実績：派遣132人、受入144人）



ロシア・インド（H26採択）

9件、8機関（実績：派遣1,170人、受入1,296人）



中南米 & トルコ

11件、21機関
(H27～H30実績：派遣1,207人、受入1,324人)



アジア諸国（キャンパス・アジアモード2を含む）

25件、23機関（H28～R2実績：派遣3,801人、受入3,492人）



ロシア・インド（交流推進/プラットフォーム構築型）

11件、12機関（H29～R3実績：派遣1,288人、受入1,249人）



米国等（COIL型）

（交流推進/プラットフォーム構築型）

10件、13機関（H30～R3実績：派遣 2,507人、受入 2,509人
R4計画：派遣 603人、受入 408人）



EU

3件、5機関（R2～R3実績：派遣19人、受入55人
R4～R5 計画：派遣44人、受入56人）

※R1は準備期間のため、派遣・受入なし

アフリカ諸国

8件、10機関（R2～R3実績：派遣248人、受入304人
R4～R6 計画：派遣600人、受入576人）

アジア諸国（キャンパス・アジアモード3を含む）

20件、19機関 ※上記の他、ルールメイキング事業としてNIADを選定
(R3実績：派遣328人、受入477人
R4～R7計画：派遣3,142人、受入4,019人)



インド太平洋地域（英・印・豪）等

14件、16機関

米国等との大学間交流形成支援

13件程度

交流実績（延べ）2011年～2021年

派遣 約20,000人

受入 約18,000人



令和5年度「大学の世界展開力強化事業」 ～米国等との大学間交流形成支援～ 公募事業の概要



- ◆ 国際競争力の土台となる研究力が世界トップにあり、かつ民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有し、国際的に最も重要なパートナーである米国との間で、大学・学生間交流を促進し、戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することは、経済安全保障の観点からも極めて重要。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症により停滞した留学を、オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させる必要があり、国際オンライン教育を世界的に先導する米国と教育プログラムを協働して構築することは極めて有用。
- ◆ 我が国大学のイノベーション・科学技術分野の先進性を、世界トップ水準の大学との研究・教育交流の中で更に伸ばしつつ、米国中心に世界各国で取組が進むSTEAM教育やDX、GX等の分野の交流に取り組み、真のグローバル人材を育成する新たな国際教育環境モデルを構築することも重要。

事業概要（事業期間：2023～2027年の最大5年間）

- 米国を軸とした大学間交流を推進し、日米合同で事業を展開（カナダ等、戦略的な第3国の参画も可）。
- COIL/VE※等、質の伴ったオンライン教育手法を活用した最先端の国際教育交流基盤を構築し、実渡航の価値をより高めつつ、バランスの取れた双方向型の5万人規模の交流を目指す。

※オンラインを活用した双方向の国際協働学習方式やバーチャル空間で米国学生等と主体的に学び合う大学間交流

- 文理の枠を超えて課題解決に取り組むSTEAM教育やGX、DX等の成長分野に関する事業も推奨。

●事業規模

▽タイプA（**米+a**交流型）※STEAM教育やDX、GX等分野の交流事業を5割程度

3,400万円×12件程度＝40,800万円

▽タイプB（交流＋拠点形成・**プラットフォーム構築型**※ 3大学以上が連携）

14,200万円×1件＝14,200万円 ※COIL/VE、JV-Campus活用等、オンラインを全面活用できる新たな国際交流環境整備を担う）



取組（アウトプット）例

- 米国連携先大学と連携して、STEAM教育を開発・提供、またはDX、GXに必要な専門知識を得る教育プログラムを設置しつつ、COILやバーチャル空間の交流等も含め、日米学生が協働し、世界的課題解決に向けた戦略立案・計画策定・実践を行う取組。
- JV-Campusにおいて、日本語教育や日本文化等のコンテンツを共有しつつ、米国連携先大学とCOIL/VE等を活用し、大学全体で多様な学生交流を行い、実渡航を含め年間400名規模の交流を行うプログラムを構築。
- 中長期的な日本への正規留学生増加も見据えた、JV-Campusを活用したリクルート活動やオンライン科目の入学後の単位認定等の仕組みを構築。
- 大学と産業界がパートナーシップを組み、国際的な人材育成とリクルート活動等を目的に、インターンシッププログラムを企画・実施。

アウトカム（成果目標）

インパクト（国民・社会への影響）

- 最先端の国際教育交流基盤の構築し、国際化を進める多数の大学が活用することで多くの日本人学生のマインドセットの変革に寄与。 ➤ 最先端の教育研究に触れることで、世界で活躍するグローバルリーダーを創出
- 国際通用性あるSTEAM等の教育プログラムによるDX、GX等分野を支える人材育成。 ➤ 日米間の大学交流の推進による強固な日米同盟の維持・発展
- イノベーション・科学技術の進展による経済面・技術面での国際競争力強化

申請対象・補助期間

◆対象機関

我が国の国公立大学

※連携して事業を行う機関として短期大学、高等専門学校も対象に含む

◆補助期間

最大 **5年間** 2023（令和5）年度～2027（令和9）年度



申請上限、連携相手国

◆ 申請上限

- ・ 1 大学が申請できる件数は、代表校・連携校ともに上限は設けないが、代表大学としての採択は 1 件までとする。

※ただし、タイプBの連携校に採択された場合には、タイプAの代表校には採択されない

※タイプA、タイプB双方に申請した場合については、タイプBでの採択が優先される

※複数採択される場合の採択可能な組み合わせについては、以下の通り。

- ・「タイプAの代表校」と「タイプAの連携校」
- ・「タイプBの代表校」と「タイプAの連携校」
- ・「タイプAの連携校」と「タイプA・Bの連携校」
- ・「タイプBの連携校」と「タイプAの連携校」

◆ 連携相手国

日米の組み合わせを基本としつつ、カナダ等、戦略的な第3国の参加も可能



単価・採択件数

◆ 単価

- ・タイプA（交流型）初年度**3,400**万円
- ・タイプB（交流＋拠点形成・プラットフォーム構築型※ 3 大学以上が連携）
初年度**14,200**万円

※COIL/VE、JV-Campus活用等、オンラインを全面活用できる新たな国際交流環境整備を担う

◆ 採択件数

- ・タイプA（交流型）**12**件程度
- ・タイプB（交流＋拠点形成・プラットフォーム構築型）**1**件



参加要件（タイプA・B共通）

※今年度から新たに追加した項目のみを記載（P8～P17）

- 各大学の中長期的なビジョンのもと、COIL/VE（※）等、**質の伴ったオンライン教育手法を活用した最先端の国際教育交流基盤を構築し、実渡航の価値を高めつつ、双方向の交流を促進するプログラムであること**

※COIL/VE(Collaborative Online International Learning/Virtual Exchange) :
オンラインを活用した双方向の国際協働学習方式やバーチャル空間で米国学生等と主体的に学びあう大学間交流



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

参加要件（タイプA・B共通）

※今年度から新たに追加した項目のみを記載（P8～P17）

- JV-Campusを通じたオンライン教育コンテンツの発信
 - ・事業開始初年度から、**海外連携校においてもJV-Campusを積極的に活用する計画**であるとともに、遅くとも事業開始3年目には、自大学と国内・海外大学が有する専門教育科目（※1）を含むコンテンツをパッケージとして本事業採択校以外の大学にも提供する計画となっていること（※2）

※1 ・日本の大学が提供するコンテンツは日英両言語で作成。

・学修者の教育効果を測ることのできるテストや課題等が付加されたもの

※2 ・受講者にデジタル化された学修証明書が付与される計画を推奨

・具体的な提供方法等は、タイプBプラットフォームが提示する方法で実施



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

参加要件（タイプA・B共通）

- 以下の少なくとも1つ以上に該当する、質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものであること。
 - ・国際共同学位プログラム（ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー）を構築し、5年目までに実施
 - ・AP（アドバンスト・プレースメント※）科目の導入により、高校から学部、学部から大学院進学に繋がるような仕組
 - ・授業料の相互不徴収
 - ・学位やマイクロレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化の推進
 - ・企業や自治体等と協力し、日本人学生及び外国人留学生の卒業後の進路に繋がるようなインターンシップの実施

※アメリカにおけるハイスクールの特に学力優秀な生徒を対象に、在学中に大学レベルの学修機会を与え、所定の試験に合格すれば大学の単位として認定する取組（指導はハイスクールの教員が行う）と定義されていることから、この考え方を参考としつつ、例えば、高校生（大学生）がある大学（大学院）で科目等履修生として取得した単位が、当該大学への入学後に既修得単位として認定する取組等を導入いただくことなどを想定。



参加要件（タイプA・B共通）

- 米国等との大学間におけるオンラインを活用した交流については、以下に該当する質の伴った教育研究、学生交流プログラムとなっていること。
 - ・実渡航の価値を高めるとともに、実留学にも繋がる仕組みとなっていること
 - ・国内外の学生が真に学び合う学修活動（アクティブラーニング等）の機会が含まれたもので、教育効果に十分配慮したプログラムとなるよう、現地学生や教員との交流等について大学等の関係機関・団体等間で事前に協議し、そのプログラムの内容と得られる教育効果が具体的に示されたものであること。
- ※単位取得を伴わない場合については、上記に加え、修了者に修了証等証明書が出されるプログラムであること。



参加要件（タイプA・B共通）

- 大学全体の学生数に対し、毎年2～6％にあたる日本人学生が、オンラインも含め米国の学生と交流する計画であること。

※米国との交流学生数が5年間平均で以下の割合を満たす計画があること

※実渡航については、各プログラム参加数を延べ人数でカウント

※オンラインについては、1年間で複数のプログラムに参加した場合も1カウント

<日本人学生の米国との交流割合>

【表1】

	代表校	タイプA 連携校	タイプB 連携校
採択実績なし	4 %	2 %	3 %
採択実績あり	6 %	4 %	5 %

※「採択実績あり」とは、①展開力事業において代表校、もしくは1大学の事業として採択されたことがある

②SGU事業に採択されているの2点で判断

※タイプB連携校については、交流＋拠点形成・プラットフォーム構築型として交流事業も主体的に行っている
ただ必要があることから、タイプA連携校よりも交流割合を上げている

※収容定員数10,000人を超える大学については、規模に応じ、表1から表2（次項）の通り調整する



参加要件（タイプA・B共通）

【表 2】

収容定員数（人）	交流割合
～10,000	表 1 のとおり
10,001～15,000	-0.5%
15,001～20,000	-1.0%
20,001～25,000	-1.5%※ ₁
25,001～30,000	-2.0%※ ₁
30,001～35,000	-2.5%※ _{1・2}
35,001～40,000	-3.0%※ _{1・2}

- ・採択実績のない収容定員数20,001人を超える大学が、タイプA連携校として申請する場合（※ 1）
については一律-1.0%とし、採択実績のない収容定員数30,001人を超える大学がタイプB連携校として
申請する場合（※ 2）については一律-2.0%とする。



参加要件（タイプA・B共通）

- 本事業を通じ、英語で卒業（修了）可能な科目・プログラムを実施する場合は外国人留学生と日本人とが真に学び合う学修環境（アクティブラーニング等）が実施される取組となっていること。
- 海外相手国との将来の関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、各国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムであること。
- プログラムを実施する部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下でプログラムを構築すること。



参加要件（タイプB）

- 採択校及び希望する大学に対し、
 - ・COIL/VE型教育手法や担い手の育成に必要なノウハウを提供すること。
 - ・COIL/VE型教育手法等について、採択大学等のニーズを踏まえた上で、プラットフォーム機能に反映できる仕組みを構築すること。
- 米国をはじめとする他国の教育研究プラットフォーム等とも積極的に交流し、我が国の大学全体と他国の大学のマッチングや大学間交流の促進に努めること。
- 事業開始2年目以降に、採択校のCOIL/VE型教育を受けた学生等にアンケートを実施し、現状や課題等について分析するとともに、より効果的な実施に向けた検討を進め、その結果を公表すること。



参加要件（タイプB）

- JV-Campusの活用

採択大学及び国内外連携大学から提供されたコンテンツを効果的に国内外の学生等に発信する以下の仕組みを含む環境を構築すること。

- ・提供されるコンテンツについて、学修者の教育効果を測ることのできるテストや課題等が付加された仕組み
 - ・受講者に対し、デジタル化された学修歴証明書が付与できる仕組み
 - ・インターンシップ等、本事業内で実施される活動がデジタル化された学修歴として付与できる仕組み
 - ・A P が推進される仕組み
 - ・ハイブリッドでの学びの価値や成果等、グットプラクティスの情報発信
- 本事業の横展開については、「大学の国際化促進フォーラム」の1プロジェクトとしても実施すること。



加点事項の例

※今年度から新たに追加した項目のみを記載

- 世界的課題解決に向け、**外国人留学生と日本人学生が主体**となり、地域・社会・企業とも連携する計画
- AP科目を導入する計画
- 事業5年目までに共同学位プログラム（**ジョイント・ディグリー**）を構築する計画
- **長期インターンシップ**を実施する計画
- 国際共同研究や共同学位等の土台となるような、通常の大学間交流を超える**総合的・互恵的な関係性を持つ海外相手大学との戦略的な国際ネットワークやパートナーシップを構築**する計画
- **学修歴**やインターンシップ等の**正課外活動歴のデジタル化**、マイクロクレデンシャルに取り組む計画



指標設定（タイプA・B必須指標）

- 1. 学生主催イベント・ワークショップの開催数、参加規模**
（国別、学部・大学院別、単位取得の有無や交流期間、実渡航、オンライン、ハイブリット等）
- 2. 日本人学生の派遣数**
（国別、学部・大学院別、単位取得の有無や交流期間、実渡航、オンライン、ハイブリット）
- 3. 外国人学生の受入数**
（国別、学部・大学院別、単位取得の有無や交流期間、実渡航、オンライン、ハイブリット等）
- 4. 一定の外国語力基準（外部検定試験のスコア等）をクリアした日本人学生数**
- 5. オンライン教育を受けた学生数のうち、実渡航に繋がった学生数**
（国別、学部・大学院別等）
- 6. 米国等との大学との間で実施する真に学び合う学修活動数**
- 7. 実渡航の派遣期間と派遣数（短期・中期・長期別）**



指標設定（タイプA・B必須指標）

8. インターンシップを行う計画の場合は参加人数等

（派遣・受入別、期間、実渡航・オンライン・ハイブリット・単位取得の有無や期間、学部・大学院別等）

9. 上記以外の学内・学外を含む事業の波及効果を示す指標

（例：事業開始後、学内他部局 や国内連携大学における、相手国との大学間交流協定数や学生・研究者交流数（オンライン含む）の推移）



指標設定（タイプB必須指標）

1. 日本と米国等の大学間交流の推進に関する目標
2. COIL/VE型教育手法や担い手の育成等に必要なノウハウの横展開に関する目標
3. JV-Campusの利用に関する目標



申請資格①（該当する場合、申請不可）

（組織運営関係）

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段の区分の令和5年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

※専門職学位課程、修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は対象外

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和4年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和4年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学



申請資格②（該当する場合、申請不可）

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部の新入生数の和／設置する学部の新入生定員の和）が、下記の表1に掲げる令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部のうち、下記次の表1に掲げる令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

※ ix) 及び x) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。



申請資格③（該当する場合、申請可能）

（表 1）

区分	大学				
大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上			4,000人 未満
学部規模 (入学定員)	-	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満	
令和2年度 ～令和5年度 平均収容定員 充足率	-	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和5年度 収容定員 充足率	0.5を上回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。



申請要件①（令和8年3月末までの達成が必要）

（教育改革関係）

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) C A P 制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（C A P 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（F D）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) 成績評価において、G P A 制度 などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。



申請要件②（令和 8 年 3 月末までの達成が必要）

- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2 以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守していること。

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

（プログラム関係）

- viii) 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること（なお、内部規定の必要がない特別な理由がある場合はその限りではない。）。



審査・評価等について

<事業の波及効果を最大化するための対応>

- 「本事業にふさわしいプログラム内容や実施体制を有していることを前提に、本事業の**採択実績のない大学の参加を促す観点も踏まえた審査**」を実施。

→採択実績のない大学に対しては、**評点に一定の係数（1.2）を付す**予定。

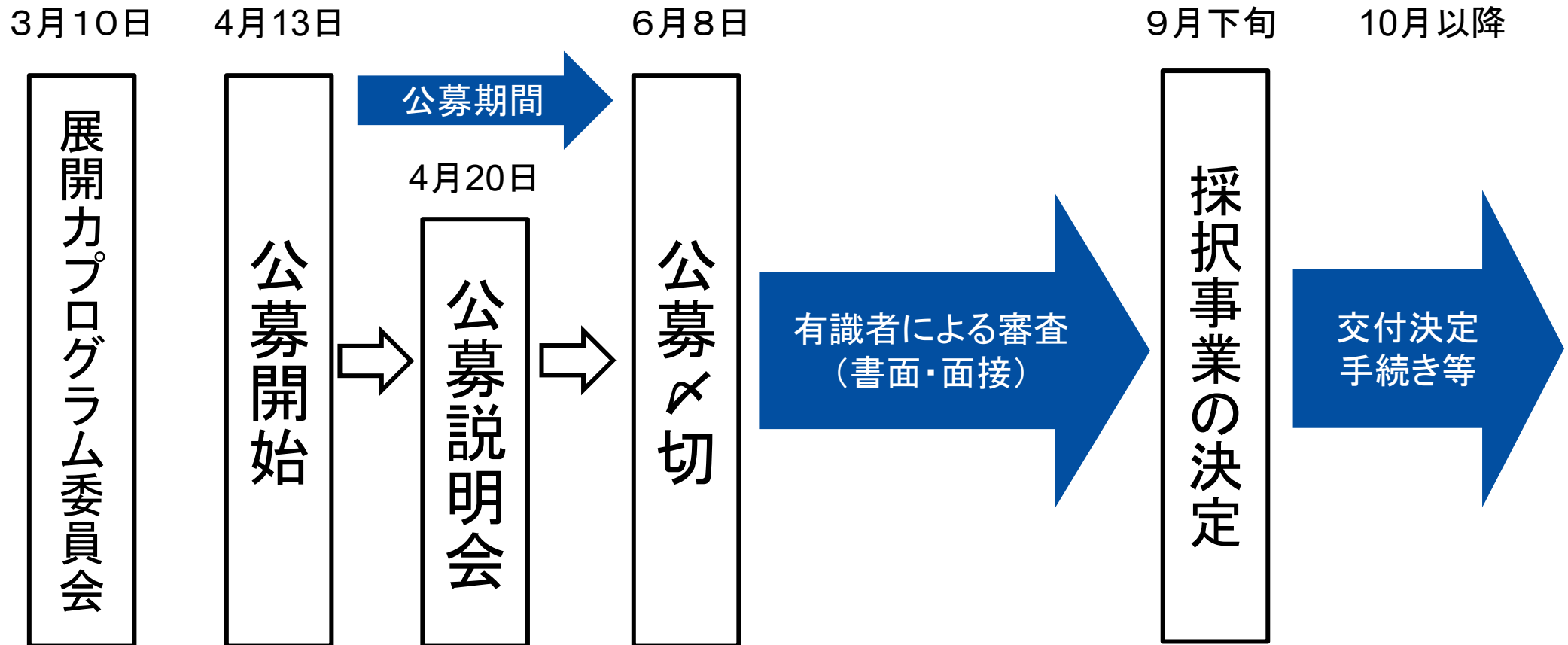
- 採択候補の選定に当たっては、**国公私別や地域のバランスも考慮**する予定。

<事業の評価等について>

- ・ 毎年度（中間評価実施年度を除く）のフォローアップ活動と中間・事後評価を実施。
- ・ 中間評価は3年目の令和7年度に、事後評価は補助期間終了後の令和10年度に実施。
- ・ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されることがある。
- ・ 事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止を含めた計画の見直しを求めることがある。
- ・ 事業のPDCAが機能するよう、適切な外部評価の仕組の構築及びプログラム参加学生に対するアンケート等の活用についても評価する予定。



スケジュール（目安）



事前質問への回答①

Q 1 .主な対象分野は決まっているのでしょうか。

A.

- **STEAM教育、DX・GX分野に関する交流事業を推奨しており**、タイプAの半数程度採択を予定しています。
ただし、そのほかの分野からの申請を制限するものではありません。



事前質問への回答②

Q2. 交流数について、例年とは異なり高いハードルが設定されているのはなぜか
お伺いしたいです。

A.

○グローバルレベルでの人流が回復の兆しを見せる中、日本人学生も世界で多様な価値観に触れ

「世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景を持つ人々と協働できる力」

「広い視野で自ら課題に挑戦する力」を身につけた真のグローバル人材として育成することが不可欠。→大学等のグローバル化をより一層進めることが重要

○新型コロナウイルス感染症により停滞した留学を、**オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させるとともに、実渡航者数の増加に繋げる新たな国際教育環境の構築**を目指す。

○米国は、日本人留学生の約17%（2019年度実績）、カナダを含めると約25%と**全体の1／4を占めるニーズの高い地域であり、本事業を通じ日本人学生の国際教育交流の飛躍的な裾野の拡大を期待**するため。



事前質問への回答③

Q 3 .Q&A Q3-(1)-⑤では一学部または研究科等で実施する交流プログラムであっても申請の対象としながら、参加要件の交流人数が大学全体の収容定員数に対する割合となっています。定員の少ない学部や研究科だけでは申請できないこととなります。交流割合が学部に対してに変更可能でしょうか？

A.

○本事業の交流規模の考え方については、Q 2 の通りであり、**一部の学部・研究科の取組で申請した場合にも交流割合は学則に定める大学全体の収容定員数に対して**となります。

○一部の学部・研究科の取組の内、例えばオンラインを活用した一部のプログラム等を全学に提供するなどの工夫により、本事業の取組が大学全体の国際化や学生のグローバル対応力の育成等に広く繋がることを期待しています。



事前質問への回答④

Q4 .アメリカへの派遣学生数とほぼ同数の受け入れ米国学生数がなければ、応募要件的には難しいでしょうか？

A.

○Q&A Q2－（１）－⑦のとおり、具体の人数について同数でなければ申請不可というものではありませんが、事業の内容を勘案しつつ、連携大学と十分に相談の上、**実渡航を中心にできる限りバランスのとれた交流数を目指すよう**、交流数を設定してください。

Q5 .学生の派遣数の指標を設定するにあたり、「米国大学から日本（本学）に渡航してきた米国人学生と本学の日本人学生が対面で交流」する場合、派遣学生としてカウントが可能でしょうか。

A.

○オンラインでの派遣交流、米国への実渡航およびハイブリッドでの派遣交流のいずれにも該当しないため、派遣学生としてのカウントは不可です。



事前質問への回答⑤

Q6.第3国にカナダ等の大学が参画した場合、様式2_⑥の受け入れる外国人学生数にカウントして良いのでしょうか？

A.

○カウントして差支えありません。

Q7.米国のパートナー校が複数ある場合、ダブルディグリープログラムの実施はその一部の大学でも良いのでしょうか？

A.

○一部の大学のみの実施であっても差支えありません。

Q8.プログラムに参加する高校生を米国の学生と交流する計画に参画させる場合の、計画調書等への数の反映についてご教示願いたい。

A.

○高校生については本事業における支援対象外であるため、計画調書への計上はできません。



事前質問への回答⑥

Q9.様式2⑦(ii)で対米国交流割合を算出する際の「全学収容定員数」について、「※1学則に定める大学全体の収容定員数のうち、日本人学生の数」と注記されている。

「学則に定める収容定員」に留学生定員の定めがない場合は、入学定員における留学生枠と読み替えることで差し支えないか

A.

○貴学学則に定める全学の収容定員から、Q&A Q4-(1)-⑨にて定義されている「外国人学生数」に合致した学生数を除いた数を「全学収容定員数」に計上する日本人学生数として記載ください。



事前質問への回答⑦

Q10.様式2「10 米国等との大学との間で実施する真に学び合う学修活動（アクティブラーニング等）数について」に関して、アクティブラーニングは、どのようなものを想定されていますか？

A.

○外国人学生と日本人学生が別環境で学ぶのではなく、**共に同じ課題に取り組み協力して学修する活動**などを想定しています。

Q11. 設定する数は、目標値なのか、それともある程度実施する見通しが立つ値とするのでしょうか。

A.

○目標として設定された指標は、**毎年のフォローアップ及び中間・事後の評価において達成状況が評価対象**となりますので、それを前提として設定ください。



事前質問への回答⑧

Q12. Q & Aにも幾つかインターンシップに係る記載がありますが、本事業におけるインターンシップの定義についてご教示ください。

A.

○Q & A Q4－(2)－①②で回答のとおり。

企業・自治体等の説明会イベント参加ではなく、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」が条件となります。単位取得有無については問いません。



事前質問への回答⑨

Q13. 質の保証を伴った交流プログラムの実現において授業料の相互不徴収が指標の一つに挙げられているのは、どのような趣旨によるものか。

授業料の不徴収を指標に設定する場合、具体的にどのような目標が想定されるか。

A.

- 授業料が相互不徴収の場合、**連携大学相互がより双方の教育プログラム内容にコミットし、質の保証が高く促されることが期待されます**。また、**学生にとっても相手先大学に別に授業料を支払う必要がないことから、経済的な理由から留学を諦めることなく海外の教育が受けられるメリット**があります。
- 具体的な目標の例としては、連携大学との事前・実施・事後のそれぞれにおける十分な協議や調整、効果検証による質の保証の向上や、参加学生の増加や教育効果の向上などが想定されます。

